

別添 7

社援保発 0401 第 1 号

社援地発 0401 第 8 号

令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・指定都市・中核市 生活保護制度主管（局）長 殿

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮法」という。）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。以下同じ。）に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、又はそれらが複合的となっている状況に応じて、生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）を中核に、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業や生活困窮者居住支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

一方、生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（現に保護を受けている者をいう。以下同じ。）及び同条第 2 項に規定する要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）を対象としている。

このため、生活困窮者自立支援制度の運用に当たっても、支援対象者について生活保護が必要であると判断される場合には、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方にに基づき、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

また、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度（以下「両制度」という。）の間を行き来する状況にある者も一定数存在することから、本人への切れ目のない、一体的な支援を確保するため、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。

こうした両制度の連携の考え方をより実効的なものとする一つの方策として、今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）により、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者地域居住支援事業（困窮法第3条第6項第2号に掲げる事業をいう。）（以下「特定被保護者対象事業」という。）について、その対象に、生活保護法第55条の11第1項に規定する特定被保護者を追加する改正も行ったところである。

については、上記を踏まえ、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、上記の改正内容も含め、困窮法及び生活保護法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、生活保護制度主管部局におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日付け社援保発第0327第1号、社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）は廃止する。

## 記

### 1 連携の基本的な考え方

- 両制度の対象者がその状況に応じて適切な支援を受けることが可能となるよう、これまで、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携し、
- ① 生活保護が必要であると判断される者は自立相談支援機関から福祉事務所に確実につなぎ、
  - ② 生活困窮者自立支援制度の対象となり得る者は福祉事務所から自立相談支援機関に適切につなぐ

ことを基本として、運用上両制度の連携を推進してきた。

上記①の取扱いについては、困窮法第23条の規定により、自立相談支援機関等は支援対象者に対して、要保護者となるおそれが高いと判断する段階で、生活保護制度に関する情報提供等を行うこととし、適時に本人が保護の開始の申請を行うことができるようにしている。

また、上記②の取扱いについては、生活保護法第81条の3の規定により、福祉事務所において、被保護者の保護を廃止する際、生活困窮者に該当する場

合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供等を行うことを努力義務とし、生活困窮者自立支援制度との連続的な支援を機能させている。

加えて、上記②の取扱いについては、関係機関との連携強化の観点等から、困窮法第8条第2項の規定においても、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮の端緒を把握した場合には、その本人に対して自立相談支援事業等の利用勧奨等を行うことを努力義務としている。

引き続き、これらの規定に基づき、対象者の状況に応じて両制度に関して適切に情報提供いただくとともに、福祉事務所が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、その本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、両制度の間を行き来する状況にある者に対する切れ目のない一体的な支援を確保するため、後述のとおり、両制度の連携の強化を図られたい。

## 2 連携による対応が望ましい対象者

自立相談支援機関や福祉事務所は相談者から聞き取った状況や各制度における支援開始後の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、相互に連携することとし、その際、両制度の仕組みについて十分な説明を行い、本人の希望や意思を確認した上で、適切な支援につなぐことが必要である。このような連携によって対応することが望ましい者については、以下のようなものが考えられる。

### (1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者

- ①要保護者になるおそれが高い者
- ②支援途中で要保護者となった者

(例)

- ・会社の倒産、リストラなどにより要保護者となった者（又は要保護者となるおそれが高い者）
- ・預貯金が残りがわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護者となった者（又は要保護者となるおそれが高い者）
- ・生活困窮者住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護者となった者（又は要保護者となるおそれが高い者）

### (2) 福祉事務所から自立相談支援機関等につなぐ者

- ①現に経済的に困窮し、要保護者になるおそれのある者

(例)

- ・一定の収入・資産はあるものの、経済的に困窮しており、就労など様々

な課題を抱えている者

- ②保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者
- ③保護廃止後、引き続き自立相談支援機関の支援を希望する者又は支援が必要と考えられる者

(例)

- ・対人関係になお不安を有する者
- ・精神状態が不安定である者
- ・過去に安定的な就労をしたにもかかわらず短期間で離職をしているような者

- ④特定被保護者（福祉事務所と特定被保護者対象事業が連携して支援）

### 3 連携の窓口

各場面における連携の窓口としては以下が考えられる。なお、連携に先立ち、具体的な連携方法等について、関係者間で事前に調整を行うことが重要である。

- (1) 対象者を他方の制度へつなぐ場合における、各制度の利用に関する相談や利用開始後の連携を行う場合

2 (1) 及び (2) の者等について、他方の制度の利用が適切と考えられる場合の相談支援や、他方の制度の利用開始後におけるフォローアップ等 (4 (1) 参照) を行うに当たっては、自立相談支援機関の支援員及び福祉事務所のケースワーカーが窓口となることが基本である。なお、困窮法に基づく各事業の実施者と生活保護法に基づく各事業の実施者の間で直接連携する場合 (4 (2) 参照) は、それぞれの事業の支援員が窓口になることも想定される。

- (2) 特定被保護者対象事業による支援を行う場合

特定被保護者対象事業による特定被保護者の支援に際して、両制度の担当者間でその支援に関する相談等を行うに当たっては、生活困窮者自立支援制度主管部局及び特定被保護者対象事業の支援員並びに福祉事務所のケースワーカーが窓口となることが基本である。

### 4 連携の方法

- (1) 対象者を他方の制度につなぐ場合の連携方法

自立相談支援機関から福祉事務所に対象者をつなぐ場合において、必要に応じて、事前にケースワーカーが自立相談支援機関での相談支援等に同席するとともに、特に、対象者が他者とのコミュニケーションが苦手な場合

や特段の事情を抱えている場合などには、自立相談支援機関の支援員等が福祉事務所へ同行するなど、生活保護の申請等が円滑に継続されるよう、フォローを行うことが望ましい。

福祉事務所から自立相談支援機関に対象者をつなぐ場合も、事前にケースワーカーによる相談支援に自立相談支援機関の支援員が同席したり、生活保護法に基づく調整会議（（3）参照）に自立相談支援機関の支援員が出席し、当該対象者についての情報を共有する等により、生活困窮者自立支援制度による支援への円滑な移行のためのフォローを行うことが望ましい。

なお、生活困窮者自立支援制度における各種支援を受けてきた者が被保護者となった場合であっても、例えば下記ア及びイのように、個々の状況や自治体における事業実施体制によっては、引き続き、一定期間、自立相談支援機関においてフォローアップを行うことが適切な場合もある。そのため、本人の意向を確認した上で、窓口となる自立相談支援機関の支援員等と福祉事務所のケースワーカーが世帯情報等を共有した上で、適切なフォローアップが可能となるよう、円滑な引継ぎを行うことが重要である。

ア 困窮法に基づく各事業と生活保護法に基づく各事業の委託先が異なる場合等で、同じ担当者が引き続き一定期間フォローアップを行うことが本人の状況等から判断して適切と考えられる場合

イ 新たな支援の提供場所が遠隔地にあることなどから、一定期間、従前の支援の提供場所で引き続きフォローアップを行うことが必要な場合

## （2）困窮法に基づく各事業と生活保護法に基づく各事業の効果的な連携

- ① 同一の事業者が生活困窮者及び被保護者を支援する体制を構築すること（改正法により創設された特定被保護者対象事業による支援に係る枠組みの活用や、同一の事業者による困窮法に基づく各事業と生活保護法に基づく各事業の受託）によって、自立相談支援機関における支援の途中で生活保護受給に至った場合又はその逆の場合であっても、同一の支援員が引き続き対応することができ、一貫したより効果的な支援を行うことができると考えられる。

特定被保護者対象事業による支援に係る枠組みや具体的な連携方法に関しては、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日付け社援保発 0331 第5号・社援地発 0331 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知。以下「特定被保護者対象事業課長通知」という。）を参照いただきたい。

同一の事業者が困窮法に基づく各事業と生活保護法に基づく各事業を受託する場合、困窮法に基づく各事業の支援員と生活保護法に基づく各事

業の支援員とを兼務することも考えられるが、その費用については、自治体内の他の事業も参考に、勤務時間などに応じて按分する必要があることに留意する必要がある。

- ② 他方、困窮法に基づく各事業と生活保護法に基づく各事業について、異なる事業者が受託する場合においても、対象者についての情報共有を行うことや、(1) で述べたとおり、これまで対象者が利用していた事業の担当者によるフォローアップ体制を整備すること等を通じた連携を行うことが重要である。(情報共有する内容や方法については5参照)

### (3) その他の連携方法

困窮法第9条に基づく支援会議は、関係機関等が生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、必要な支援体制の検討を行う会議である。

また、改正法により、上記「支援会議」と同様、生活保護制度においても、法定の会議体として「調整会議」を組織することができることとなった。(調整会議の詳細については「生活保護法第27条の3第1項に規定する調整会議の組織及び運営について」(令和7年3月31日付け社援保発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)等を参照いただきたい。)

両会議を構成する関係機関は重複することが想定されることから、困窮法第9条第5項及び生活保護法第27条の3第5項に基づき、これらの会議が同じ自治体に設置されている場合には、両会議体は相互に連携を図るよう努めていただきたい。具体的には、両会議を合同開催とすること、同日の連続する時間帯に開催すること等の工夫が考えられる。

## 5 連携における情報共有に関する留意点

### (1) 共有する内容等

- ・相談段階での引継ぎの場合は、相談段階で聞き取った内容を伝える。
- ・支援途中の引継ぎ等の場合は、世帯の基本情報に加え、必要に応じて支援経過が分かる資料を添付する。
- ・本人に関する情報や関係資料等を共有する場合においては、個人情報保護関係法令に則った対応をすることとし、原則として本人の同意を得ることが必要である。
- ・自立相談支援機関における支援が必要な状況や生活保護の受給が必要であると見込まれる事情等について伝達する。また、支援に当たり本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて伝えることとする。

(2) 具体的な共有の方法

①自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合

(イ) 相談者が要保護者となるおそれが高い場合

「自立相談支援事業の手引き」の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」(帳票類)の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。

(ロ) 対象者が支援途中で要保護者となった場合

アセスメントシートとともに、プラン兼事業等利用申込書、評価シートなど経過に応じた関係資料を送付する。

②福祉事務所から自立相談支援機関等につなぐ場合

(イ) 現に経済的に困窮し、要保護者になるおそれがある場合

又は

(ロ) 保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった場合

「生活保護法施行細則準則について」(平成12年3月31日付け社援第871号厚生省社会・援護局長通知)に定める面接記録票を送付する。

(ハ) 保護廃止後自立相談支援機関の支援を希望する場合

必要に応じて以下の資料を送付する。

(例)

- ・面接記録票
- ・保護台帳(世帯の基礎情報)
- ・決定調書(最低生活費と収入充当額等)
- ・ケース記録表(世帯状況や支援状況)
- ・その他必要に応じ関係資料

(ニ) 特定被保護者対象事業で支援する場合

特定被保護者対象事業課長通知等を参照いただきたい。